

議事要旨(6)「退職給付専門委員会における検討状況について」

前回の委員会では、資料「審議事項(6)厚生年金保険法改正に伴う会計上の論点(案)」に基づき、代行部分の評価/会計処理に関して、これまでと同様に退職給付債務とするA案と最低責任準備金とするB案の両案が引き続き並存している点について審議がなされた。その後開催された専門委員会では、同資料の「【論点3】の追加検討」に記載のように、A案をベースとして検討し、これに対するB案の疑問点を以下のように説明することが可能かどうかという方法により進めてはどうかという議論が行われたことが、秋葉統括研究員から説明された。

- ・ 交付金の有無により適切な期間損益計算できない 将来受け取る交付金は収入の問題であり、債務評価の問題ではない。また、偶発資産については、偶発債務の認識基準と異なり、通常認識されず、ほぼ確実になった場合に計上する。
- ・ 負債の過大計上になる 現行の退職給付会計上、支払予定額で負債を計上するわけではない。また、表示上は負債と資産がネットされているが、特例的なものであり、負債と資産の計上基準は異なるものである。さらに金融負債の消滅の要件に照らして、負債の過大計上とはいえない。

この説明に対して、B案の立場の委員やアドバイザーから以下のような意見があった。

- ・ 負債としてのPBOも年金資産としての交付金現価も計算の確実性は同じレベルである。資産と負債で認識が対称的ではないのは一般的なのかどうか。実態に合う会計を考えるべきではないか。
- ・ 基金による代行の有無によらず、負担の公平性を図ることが今回の法改正の趣旨であるため、会計上、公平性をいかに表すかが一番の論点ではないか。

A案の立場からは以下のような意見があった。

- ・ 一定の差額により交付金が発生するため、資産認識の基準とどのように結びつけるか難しい。また、B案によれば、一時金制度の場合、自己都合要支給額を計上していればそれ以上不要ということになり、従前の考え方に戻ることになる。
- ・ 年金資産は自分で管理可能であるが、交付金は政府により支払われるものであり、管理可能でないため異なる。
- ・ 交付金は条件付の資産であり、通常、資産計上されないのではないか。
- ・ 数年、情勢等を見極めてから検討してもよいのではないか。

いずれにしろ、現状のままの議論では平行線をたどることになるため、A案が説明責任を有するという前提で、A案をベースとして検討していくという方法で今後進める旨が確認された。

以上